

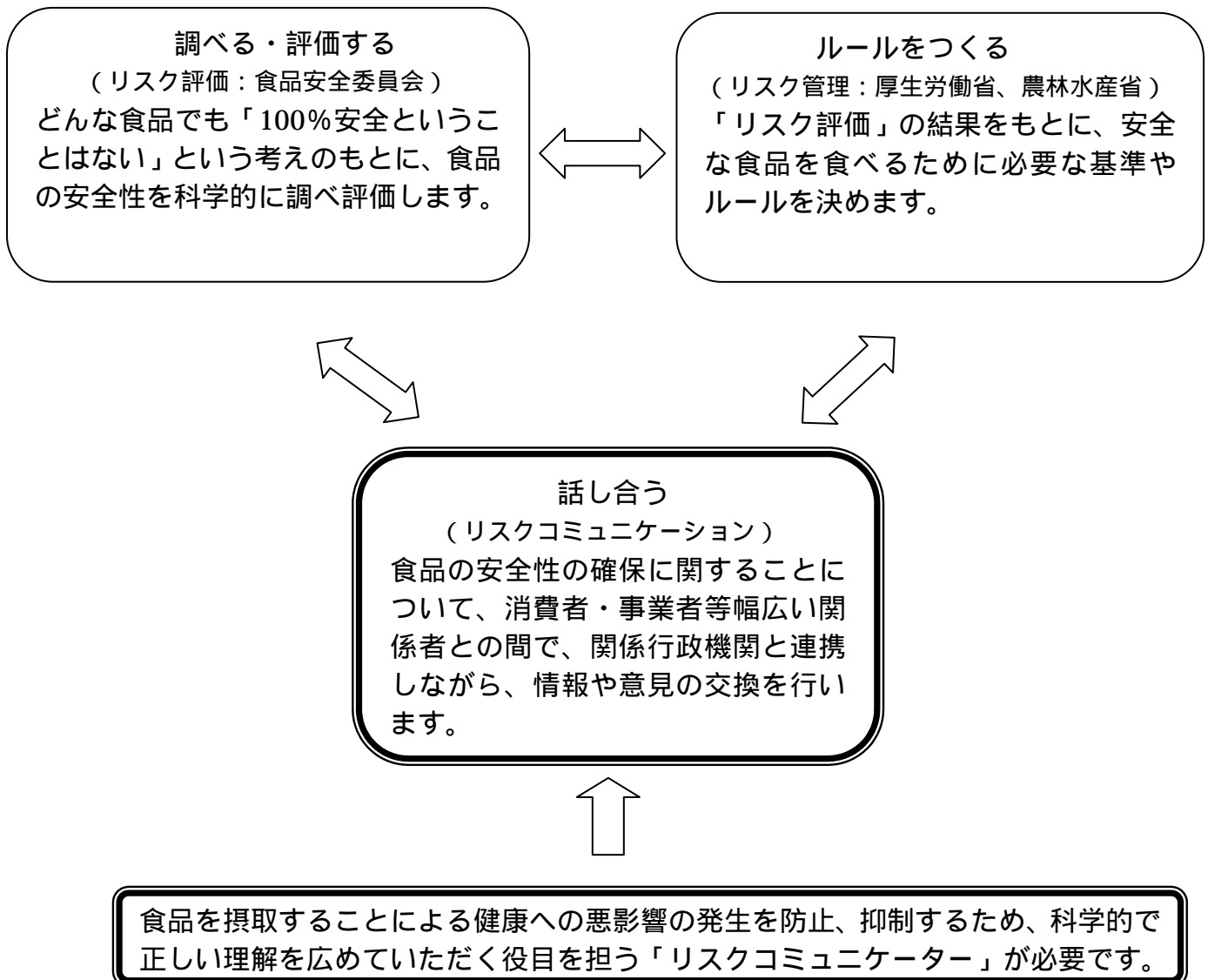
食の安全・安心に関するリスクコミュニケーションの推進について

平成15年7月に国民の健康の保護を最優先とする食品安全行政の確立を目指して「食品安全基本法」が施行されました。これに伴い、我が国でもリスク分析手法の導入が図られ、食を介して人の健康に与える影響について科学的に客観的かつ中立公平な立場で評価する機関として、内閣府に食品安全委員会が設置されました。

近年、食をめぐる状況の変化を背景に、食の安全には「絶対」(いわゆるゼロリスク)は無く、リスクの存在を前提にこれを評価し、制御することが国際的に認識されるようになり、我が国においても、食品を摂取することによる健康への悪影響の発生を防止、抑制するため、食品の「リスク評価」¹、「リスク管理」²、「リスクコミュニケーション」³からなる「リスク分析手法」が重要視されています。

岡山県では、県民のみなさまとの協働により、食の安全・安心に関するリスクコミュニケーションを推進しようと考えています。

1 食品のリスク分析について



2 岡山県におけるリスクコミュニケーターの養成について

県では次の方法により、リスクコミュニケーターを養成することとしています。

また、リスクコミュニケーターに対し継続的な情報提供を行うとともに、各地域で実施する各種事業等への参加を通じて、将来的に自らが地域のリーダーとなり、自主的に活動することができるリスクコミュニケーターになっていただきたいと思います。

「検定 - 晴れの国おかやまの食 - 」上位合格者のうち希望する方（地域性も考慮して選定）



「食品の安全性に関する地域の指導者育成講座」（内閣府食品安全委員会）の受講（約90名）
内閣府食品安全委員会公募者の方を含む。



御協力いただける方に対し「リスクコミュニケーター」として委嘱し、各保健所（県所管保健所）へ数名ずつ配置する。

リスクコミュニケーターへの情報提供等（例）

県から各リスクコミュニケーターに対し、食の安全・安心に関する様々な情報の提供。

内閣府食品安全委員会が実施する講習会等の受講案内。

- ・リスクコミュニケーター育成講習会

リスクコミュニケーターの活用（例）

保健所等行政機関が実施する食の安全・安心に関するイベント等への参加。
地域のボランティアによるイベント等への参加。

- ・子供会、町内会、PTA、学童クラブ
各保健所単位で実施する意見交換会への参加
- ・リスクコミュニケーターブロック会議
自らが各地域において実施する食の安全・安心に関する普及啓発活動。

【注意事項】

- ・岡山県のリスクコミュニケーターとして委嘱された場合のその後の活動について、ノルマ的なものはなく、事業の内容やご都合により、その都度参加を御判断いただくことができます。
- ・今回、リスクコミュニケーターになると同時に、食品安全委員会の名簿へ登録いたします。この場合、食品安全委員会からも季刊誌等による情報提供をいたします。
- ・登録いただいた個人情報については、食品安全委員会及び岡山県からの情報提供又は連絡のみに利用いたします。

リスクコミュニケーターの募集に係る調査票

フリガナ
お名前

--

1 どちらかを で囲んでください。

リスクコミュニケーターになることを

- ・希望する。
- ・希望しない。

2 「希望する」に をされた方は、今後、委嘱状の作成や情報提供するに当たり、以下の内容の把握が必要ですので、ご記入願います。

(1) 連絡先
ご自宅

〒 住所	
電話番号	
FAX	
E-mail	

勤務先

会社名	
〒 住所	
電話番号	
FAX	
E-mail	

(2) 食の安全に関する情報の提供先はどちらを希望されますか？
どちらかを で囲んでください。

- ・ご自宅
- ・勤務先

(3) 食品に関する職歴や資格等がございましたらご記入ください。

--

お配りしている返信用封筒により、平成20年1月7日(月)までにご返送願います。

(連絡先) 岡山県保健福祉部生活衛生課 086-226-7338